

~~~~~  
**苗村辰弥 准教授 経歴**  
 ~~~~~

《学 歴》

昭和61年 3月	愛知大学法経学部法学科	卒業	
昭和61年 4月	九州大学大学院法学研究科修士課程公法学専攻		入学
昭和63年 3月	九州大学大学院法学研究科修士課程公法学専攻		修了（法学修士）
昭和63年 4月	九州大学大学院法学研究科博士課程公法学専攻		入学
平成 3年 3月	九州大学大学院法学研究科博士課程公法学専攻		単位取得 満期退学
平成 5年 6月	法学博士取得（九州大学）		

《職 歴》

平成 3年 4月	九州大学法学部助手	入職
平成 5年 3月	九州大学法学部助手	退職
平成 5年 4月	日本学術振興会特別研究員	入職
平成 6年 3月	日本学術振興会特別研究員	退職
平成 6年 4月	熊本県立大学総合管理学部専任講師	入職
平成 9年 4月	熊本県立大学総合管理学部助教授	
平成19年 4月	熊本県立大学総合管理学部准教授	
平成20年 8月	逝去	

《学会における活動》

日本公法学会
 全国憲法研究会
 ドイツ憲法判例研究会

~~~~~  
**苗村辰弥 准教授 研究業績**  
 ~~~~~

《著書》

- 『現代の人権と法を考える』（中川義朗編）
 法律文化社 平成18年4月 共著
- 『憲法学への招待・第二版』（大隈義和・大江正昭編）
 青林書院 平成15年4月 共著
- 『憲法Ⅰ—総論・統治機構—』（大隈義和編）
 法律文化社 平成14年6月 共著
- 『憲法学への招待』（大隈義和・大江正昭編）
 青林書院 平成12年4月 共著
- 『現代の人権と法を考える』（中川義朗編）
 法律文化社 平成10年5月 共著
- 『基本法と会派—ドイツにおける「会派議会」の憲法問題—』
 法律文化社 平成8年10月 単著

《論文》

- 「全国民の「代表」としての議員の地位—ドイツにおける議論を基に—」
 『アドミニストレーション』13巻3・4合併号（熊本県立大学総合管理学会）
 平成19年3月 単著
- 「会派・委員会の役職と特別手当—役職手当判決—」
 ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例』（信山社）
 平成19年3月 単著
- 「ドイツ連邦議会における会派結成要件について」
 熊本県立大学総合管理学部10周年記念論集・熊本県立大学総合管理学会編
 『新千年紀のフロンティア—アドミニストレーション—下巻』（九州大学出版会）
 平成16年3月 単著

「ドイツ連邦議会の自律権についての考察」

『アドミニストレーション』10巻1・2合併号（熊本県立大学総合管理学会）

平成15年9月 単著

「会派を巡る最近のドイツ憲法判例」

手島孝先生古稀記念論文集『新世紀の公法学』（法律文化社）

平成15年4月 単著

「会派・委員会の役職と追加歳費」

『自治研究』77巻10号（良書普及会）

平成13年10月 単著

「ハンス・ケルゼンの憲法裁判所論の構造と特質」

『アドミニストレーション』8巻1・2合併号（熊本県立大学総合管理学会）

平成13年9月 単著

「ハンス・ケルゼンの政党国家論」

『法政研究』68巻1号（九州大学法政学会）

平成12年7月 単著

「政党法制—ドイツ政党法等を素材として」

『ジュリスト』1133号（有斐閣）

平成10年4月 単著

「政党による候補擁立に対する法的コントロール—ドイツ連邦議会の選挙審査権と政党内自治・民主制—」

『アドミニストレーション』2巻3号（熊本県立大学総合管理学会）

平成7年12月 単著

「当選訴訟と政党の除名処分—日本新党参議院議員比例代表選出繰上当選無効請求訴訟最高裁判決」

『法政研究』62巻2号（九州大学法政学会）

平成7年11月 単著

「ゲマインデ再編成と地方自治—ゲマインデ再分立を定めたニーダーザクセン州法律が違憲とされた事例」

『法政研究』62巻1号（九州大学法政学会）

平成7年8月 単著

「日本新党参議院議員比例代表選出繰上当選無効請求訴訟第1審判決—参議院議員比例代表選出候補者名簿からの候補者削除後の繰上当選人決定の前提としての政党の除名処分が無効とされた事例—」

『アドミニストレーション』2巻1号（熊本県立大学総合管理学会）
平成7年7月 単著

《学会・研究会報告》

「議員の憲法上の地位・権能—ドイツにおける議論を基に—」

第110回九州法学会（於福岡大学法学部）
平成17年7月 単独

「会派の「機関承認」を得ていない法律案について衆議院事務局が受理の取扱をしなかったことの適法性が争われた事例」

第80回九州公法判例研究会（於九州大学）
平成15年6月 単独

「会派に関する最近のドイツ憲法判例—主として連邦憲法裁判所第2法廷1997年9月17日決定（BVerfGE 96, 264）、連邦憲法裁判所第2法廷2000年7月21日判決（BVerfGE 102, 224）を題材として」

第75回九州公法判例研究会（於九州大学）
平成14年3月 単独

「会派の役職と追加歳費：会派幹事、副幹事長および委員会委員長に対する追加歳費支出を定めたチューリンゲン州議会議員法の規定が、基本法38条1項、同28条1項1文および2文に反するとされた事例」（連邦憲法裁判所第2法廷2000年7月21日判決）

ドイツ憲法判例研究会（於早稲田大学）
平成13年5月 単独